

相続に関する相談事例

～ 総則 6 項に基づく国税庁長官の指示を受けた事案 ～ その 19

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第 19 回目は、「総則 6 項に基づく国税庁長官の指示を受けた事案」について解説します。

【財産評価基本通達】

財産評価基本通達 6 項に基づく国税庁長官の指示を受けた事案について、情報開示請求によって入手した直近 3 年間の案件は以下のとおりです。情報開示請求によって取得した資料の上申内容は、すべて非開示として黒塗りされています。そのため、具体的な上申内容は不明です。

1. 令和 5 年

上申国税局	長官指示の年月日	上申内容	相続人又は受贈者	申告の概要
関東信越国税局	令和 5 年 3 月 29 日	不動産の価額	相続人である乙ら	相続税の総額が低減
金沢国税局	令和 5 年 4 月 17 日	株式の価額	被相続人の孫	相続税負担著しく軽減
東京国税局	令和 5 年 6 月 19 日	不動産の価額	相続人・三男乙	相続税 0 円
東京国税局	令和 5 年 6 月 19 日	不動産の価額	相続人ら	相続税 0 円
東京国税局	令和 5 年 9 月 27 日	不動産の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不適当
東京国税局	令和 5 年 9 月 27 日	不動産の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不適当
高松国税局	令和 5 年 10 月 25 日	株式の価額	受贈者・孫	税負担著しく軽減
東京国税局	令和 5 年 11 月 28 日	株式の価額	受贈者・長女	評価額 0 円
東京国税局	令和 5 年 11 月 28 日	株式の価額	受贈者・二男	評価額 0 円
関東信越国税局	令和 5 年 11 月 28 日	株式の価額	受贈者・長男	評価額 0 円
東京国税局	令和 5 年 11 月 28 日	株式の価額	受贈者・二女	評価額 0 円

2. 令和 6 年

上申国税局	長官指示の年月日	上申内容	相続人又は受贈者	申告の概要
東京国税局	令和 6 年 4 月 18 日	株式の価額	相続人ら	評価額 0 円
東京国税局	令和 6 年 5 月 28 日	不動産の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不適当
東京国税局	令和 6 年 5 月 28 日	不動産の価額	相続人乙	評価通達によることが著しく不適当
東京国税局	令和 6 年 5 月 28 日	不動産の価額	相続人乙	評価通達によることが著しく不適当

3. 令和 7 年

上申国税局	長官指示の年月日	上申内容	相続人又は受贈者	申告の概要
東京国税局	令和 7 年 4 月 24 日	●●の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不適当
大阪国税局	令和 7 年 5 月 21 日	●●の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不適当

財産評価基本通達（この通達の定めにより難しい場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

なお、財産評価基本通達（評価通達）6 の適用に当たり、国税庁長官の指示を受けなかったことは、処分の違法事由にならないとした判決（平成 27 年 4 月 22 日：東京高裁判決）があります。租税回避行為と判定されると財産評価基本通達によって評価した財産の価額について、通常の取引価額によって評価され更正処分を受けることがあります。

（文責：山本 和義）